

長崎労働局発表
令和6年8月28日(水)
議題(1)のみ一部を除き撮影可

【照会先】
長崎労働局労働基準部
賃金室長 山本 浩明
賃金指導官 池田 和美
電話 095-801-0033
e-mail : chinginshitsu-nagasakiyoku@mhlw.go.jp

報道関係者 各位

「令和6年度第5回長崎地方最低賃金審議会」の開催について ～長崎県最低賃金の改正決定に関する異議の申出について（諮問・審議予定）～

現在、長崎労働局（局長 ^{くらなが けいすけ} 倉永 圭介）では、令和6年8月16日(金)に行われた長崎地方最低賃金審議会（会長 ^{ふかうら あつゆき} 深浦 厚之）からの長崎県最低賃金の改正決定についての意見の提出（答申）を受けて、最低賃金法第12条に基づき、その要旨を公示するとともに、当該長崎県最低賃金の改正決定について、当県内の区域内で事業を営む使用者またはこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）から、同年9月2日(月)まで異議の申出を受け付けているところです。（別添1-1・1-2参照）

上記の異議の申出があった場合は、下記日程で開催予定の「令和6年度第5回長崎地方最低賃金審議会」において、長崎労働局長から長崎地方最低賃金審議会に対して、当該異議の申出について意見を求めるための諮問を行い、審議を行います。

その審議の結果、長崎地方最低賃金審議会から長崎労働局長に対し答申がなされたとき、長崎労働局長はその答申を踏まえ 長崎県最低賃金の改正決定を行うこととなります。（別添2参照）

記

1 日 時

令和6年9月3日(火) 午前9時30分より

2 場 所

長崎労働局 8階会議室（長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル）

3 議 題（予定）

- （1）長崎地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問・審議）
- （2）長崎県特定（産業別）最低賃金改正の必要性について

4 取材等について

傍聴または取材を希望される方は、別添3「令和6年度第5回長崎地方最低賃金審議会の開催について」の別紙1により、上記【照会先】に記載の電子メール等にて、令和6年9月2日(月)17時15分までにお申し込みください。なお、異議の申出がなかった場合には、お申し込みをされた方に対し、9月3日(火)午前8時30分までに電子メール等でご連絡します。

